# 参考資料

- 1 市民参加の取組み
- 2 総合計画審議会
- 3 市議会
- 4 職員参加の取組み
- 5 関連する規程



# 1 市民参加の取組み

### **1** 市民ワークショップ「TALK&CAFE」

地域住民がカフェのようなリラックスした雰囲気の中で、地域の魅力や課題、「こんなまちにしたい」という思いを話し合うワークショップを、市内7か所で開催しました。

(参加者:春日井市をもっとよくしたい!と思う人 211人) 会場·開催日·参加者数 2. 坂下公民館 2016年7月30日 (22人) 6. 東部市民センター 2016年11月19日 (28人) 2. 坂下地区 3. グリーンパレス春日井 2016年8月21日 (26人) 6. 高蔵寺東部地区 1. 西部ふれあいセンタ 4. 高蔵寺西部地区 3. 北部地区 2016年6月25日 (41人) 7. 中部地区 4. 高蔵寺ふれあいセンター 2016年9月25日 (27人) 1. 西部地区 7. ささえ愛センター 2016年12月17日 (24人) 10代 3% 5. 南部地区 20代 4% 5. 南部ふれあいセンター 2016年10月23日 (43人) 不明 30代 14% 13% 40代 4% 70代以上 50代 参加者の年齢構成 9% 29% 60代 60代以上の方に積極的に参加いただいたほか、中学生や高校生、 24% 大学生、子育て世代など、幅広い年代の人の参加がありました。



#### 主な意見

#### 地域の良いところ

- ●自然が豊か
- ●交通アクセスが良い
- ●地域コミュニティが充実している
- ●住みやすい

### 地域の困りごと

- ●身近な交通が不便
- ごみ出しマナーが悪い
- ●地域の交流やコミュニケーションの不足
- ●事故や犯罪が多い

# 10年、20年後にあったらいいなと思うこと

- ●地域で気軽に集まれる場所
- ●移動支援・移動販売など高齢者が安心 して生活できる環境
- ●地域のお祭り



#### 自分たちにできること

- ●自然環境や生活環境の保全に積極的 に関わる
- ●多世代交流の場をつくる
- ●地域活動に参加する

#### 自分たちにできること

- 車をシェアする
- ●ごみ出しルールを守る、ごみ収集後に 清掃する
- ●日頃からの声かけ、住民同士の対話
- ●地域で見守り活動を行う



#### 自分たちにできること

- ●地域での交流の場をつくる
- ●町内会で協力する
- ●地域活動やボランティア活動に参加する







### 参考資料

### 2 グループインタビュー「春日井みらい座談会」

市内で活動する市民活動団体や高校の生徒会などのグループに出向き、市民活動やまちづくりを進める上での課題、必要な支援のほか、春日井市を「こんなまちにしたい」、「もっと良くしたい」という思いなどについてインタビューを行いました。

#### ご協力いただいた団体(31団体 227人)

- ・春日井市安全なまちづくり協議会 安全・安心まちづくりボニター連絡会
- •春日井市食生活改善協議会
- ·月見町町内会
- ·春日井市民生委員児童委員協議会
- ・春日井市リハネットワーク
- ・地域包括支援センター研究会
- •一般社団法人春日井市介護保険居宅•施設事業者連絡会
- ·春日井市身体障害者福祉協会
- ・NPO法人あっとわん
- ・春日井若者サポートステーション
- •石尾台中学校美術部
- •岩成台中学校美術部
- ·藤山台中学校生徒会
- ·春日井高校生徒会
- ·春日井南高校生徒会
- ·春日井東高校生徒会
- ·春日井西高校生徒会

- ·愛知県教育委員会高等学校教育課
- ・押沢台南ブラブラまつり実行委員会
- ・春日井市国際交流ネットワーク
- ・「ふるさと春日井学」研究フォーラム
- ファンタジー☆クラウン
- ·成人式実行委員会
- •春日井市文化協会
- ・春日井市スポーツ推進委員
- ・高蔵寺ニュータウン再生市民会議
- ・株式会社ブランシェ
- ·株式会社内職市場
- ·春日井市商店街連合会
- ·JA尾張中央(春日井地区園芸部)
- ・かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議



### 3 小学校出張授業「春日井みらい教室」

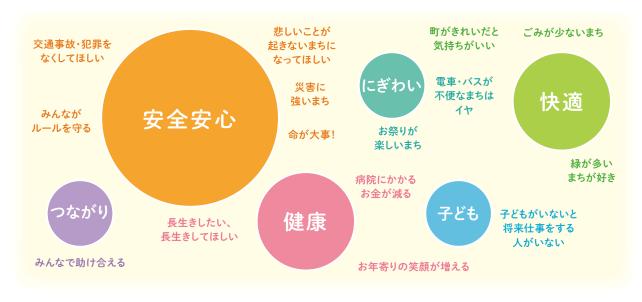
次世代のまちづくりの主役となる子どもたちの意見を活かすため、本市の現状や課題を学び、今後のまちづくりに必要なことや自分たちにできることを考える出張授業を市内の小学校で行いました。

#### ご協力いただいた学校(8小学校 645人)

・押沢台小学校6年生37人(1クラス)・神屋小学校6年生43人(2クラス)・丸田小学校5年生68人(2クラス)・出川小学校6年生130人(4クラス)・岩成台西小学校6年生64人(2クラス)・篠木小学校6年生99人(3クラス)・牛山小学校6年生70人(2クラス)・柏原小学校6年生134人(4クラス)

### 「住みたい・住み続けたいまち」のキーワード

(子どもたちの意見の多さを丸の大きさで表しています)







# 4 中学生作品制作

市内の中学校の美術部の生徒が、「春日井市の未来」をテーマに美術作品(垂れ幕)を制作しました。





#### 石尾台中学校美術部

### 「未来を見つめる」

自然豊かな私たちのまち、春日井。10年後、100年後、まちは発展しているだろう。しかし、自然と動物たちを忘れず、「都市」と「自然」、「人」と「動物」が共に生きるまちを私たちは願う。私たちの見つめる「未来」に、私たちのまちがある。







岩成台中学校美術部

### 「輝く春日井」

みんなが仲良しで、楽しく、暮らしやすいまち・春日井。 豊かな自然、きれいな星空、楽しいお祭り、書道やサボテン。 今ある春日井の魅力を、いつまでも残していきたい。





# 参考資料

### 5 総合計画のキャッチコピーの作成

「広報スキルアップ講座〜伝わる!キャッチコピーの作り方〜」と題して、市民がキャッチコピー作成のコツを学び、総合計画のキャッチコピーを作成しました。(参加者28人)

### 作成したキャッチコピー

政策分野	キャッチコピー
1 防災・生活安全	みんながつくる安全、みんなで守る安心
2 健康•福祉	サボテンのようにたくましく
3 子育て・教育	笑笑笑(わっはっは)と育もうや、歩こうや
4 市民活動・共生・文化・スポーツ	認め合う心と心でつなぐまち
5 都市基盤・産業	みんなで守る、みんなでつくる幸せのまち
6 環境	ごみを減らして自然とふれあうまちづくり

※作成したキャッチコピーは、講師の米山哲司氏 (NPO法人Mブリッジ理事長・PRプランナー) による編集をした上で、各政策分野の扉ページに活用しています。









### 6 中部大学「地域共生実践」

中部大学の正課教育「地域共生実践」において、本市の現状や課題を学び、「春日井市を住みたい、 住み続けたいまちにするために必要な施策」をテーマに、大学生が地域のためにできることについてグループ ワーク学習を行いました。

対象者

中部大学1、2年生(全学共通教育科目)約180人(春·秋期 各約90人)

実施期間

春期:2016年6月~7月(5回)

秋期:2016年11月~2017年1月(5回)







### 7 男鹿市交流学習

秋田県男鹿市との交流学習に参加する小学6年生(各校代表者)に対して、「住んでいる校区のいいところ」や「春日井市のいいところ」など私たちのまちの魅力について考える事前学習(グループワーク)を行いました。

### 8 市民意見公募手続(パブリックコメント)

第六次春日井市総合計画(中間案)に対する市民意見を募集したところ、10人から53件の意見が提出されました。

### 9 愛称募集

市民に親しみを持ってもらえるような計画にするため、本計画の愛称を募集したところ、中学生から高齢者まで38人から68件の作品の応募がありました。総合計画審議会の選定などを踏まえて、愛称を「私たちのまちの未来図」に決定しました。

### 10 「春日井みらい通信」の発行など

第六次春日井市総合計画の策定経過を市民や職員と共有するため、「春日井みらい通信」を計6回発行し、公共施設に設置するほか、ホームページに掲載しました。また、市民参加の取組みなどに関する特集記事を子ども広報や広報春日井に掲載しました。







学識経験者、公共的団体等の代表者、公募委員の24人で構成する総合計画審議会を設置し、総合計画に 関する事項について幅広い見地から審議していただきました。

**1** 委員名簿 任期:2016年7月6日~2017年10月26日

区分	氏	名	役職等(委嘱日時点)
学識経験を有す	田中	智麻	名古屋学院大学講師
る者	谷口	功	椙山女学園大学准教授
	◎中津	道憲	中部大学教授
	松村	亜矢子	中部大学講師
公共的団体等の	犬飼	眞紀子	春日井市文化協会会長
代表者又は推薦 を受けた者	井村	茂則	春日井市スポーツ・ふれあい財団理事長
で文けた哲	熊谷	三映子	春日井市婦人会協議会会長
	黒田	龍嗣	春日井市社会福祉協議会会長
	髙木	洋一	春日井市区長町内会長連合会会長
	髙塚	德夫	春日井市老人クラブ連合会会長
	長岡	龍男	春日井市保育連盟会長
	南部	哲男	春日井市東部ほっとステーション運営協議会会長
	二宮	久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議会長
	福井	雅子	春日井市医師会会長
	○松尾	隆徳	春日井商工会議所会頭
	水戸	勤	春日井市小中学校PTA連絡協議会会長
	藪木	聰博	春日井市安全なまちづくり協議会 安全・安心まちづくりボニター連絡会代表
公募による市民	秋山	普史	公募委員
	伊藤	昭彦	公募委員
	岩下	昌道	公募委員
	勝昭	3雄	公募委員
	河原	吉矢	公募委員 ※任期:2017年5月25日まで
	中島	亮	公募委員
	二村	みどり	公募委員

<sup>※◎</sup>会長、○副会長

<sup>※</sup>敬称略

# 2 審議会の開催状況

	開催日	審議内容等
第1回	2016年 7月 6日	【諮問】 1 春日井市総合計画の概要について 2 春日井市総合計画審議会の進め方について
第2回	9月 8日	1 第五次総合計画の検証について 2 次期総合計画の策定方針について
第3回	11月 9日	次期総合計画の構成について
第4回	2017年 2月16日	グループワーク(3グループ×2回) ①健康・福祉分野 ②防災・生活安全分野 ③子ども分野 ④地域・文化・スポーツ分野 ⑤都市基盤・産業分野 ⑥環境分野
第5回	5月25日	<ul><li>1 第六次春日井市総合計画(骨子案)について</li><li>(1) 基本構想</li><li>(2) 基本計画</li><li>2 委員の解任について</li></ul>
第6回	8月 1日	第六次春日井市総合計画 (中間案) について
第7回	10月26日	1 第六次春日井市総合計画(案)について 2 答申書(案)について 【答申】







### 3 答申

平成29年10月26日

春日井市長 伊藤 太 様

春日井市総合計画審議会 会長 中津 道憲

次期春日井市総合計画の策定について (答申)

平成28年7月6日付け28春企政第146号で諮問のありました次期春日井市総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の第六次春日井市総合計画(案)のとおり結論を得ましたので答申いたします。

市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、市の将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」の実現に向けて、本総合計画を着実に推進されるよう要望します。

なお、本審議会といたしましては、本総合計画の推進にあたり留意すべき事項を次のとおり 申し添えます。

#### 1 効果的な情報発信

分かりやすい計画書(本総合計画)の作成と効果的な情報発信を行い、本総合計画と本市の魅力を市内外の多くの人に知っていただき、理解されるよう努めてください。

#### 2 市民協働の確立

市民協働の実現に向けた具体的な取組みの実践と推進体制の整備に努めてください。

#### 3 効果的な事業の実施

総合計画のほか各種行政計画などを実現するために必要な事業を計画的かつ効果的に実施 するよう努めてください。

#### 4 効果検証の徹底

総合計画の実効性を確保するための効果検証を不断に行い、事業の選択と集中を図り、 効果的な予算編成につなげるよう努めてください。

#### 5 柔軟な行政運営

縦割り行政、お役所仕事といった言葉を市民が感じないよう関係部署や周辺自治体等の関係機関との連携を深めるほか、職員一人ひとりが市民の立場に立って考え、行動するよう努めてください。

# 3 市議会

# 1 委員会の開催状況

開催日	会議名	事 件
2016年 6月 8日	総務委員会	I 次期総合計画の策定について
11月18日	総合計画特別委員会	I 次期総合計画の策定状況について Ⅱ 市民参加の状況について Ⅲ 総合計画審議会について Ⅳ 今後の主なスケジュール (予定) について
12月 8日	総務委員会	第80号議案 春日井市総合計画策定条例について
2017年 2月 6日	総合計画特別委員会	I 次期総合計画の構成案について Ⅱ 基本構想の骨子案について
6月 6日	総合計画特別委員会	I これまでの経過について Ⅱ 第六次春日井市総合計画 (骨子案) について
8月22日	総合計画特別委員会	I 第六次春日井市総合計画(中間案)について
11月17日	総合計画特別委員会	I 第六次春日井市総合計画(案)について
12月11日	総合計画特別委員会	第99号議案 第六次春日井市総合計画基本構想の策定について
12月18日	総合計画特別委員会	I 第六次春日井市総合計画基本計画(案)について

# 2 総合計画特別委員会名簿

任期:2016年9月30日~2017年12月18日

委員長	水谷 忠成
副委員長	石原 名子
委 員	村上 慎二郎
	梶田 高由
	加納 満 ※任期:2017年5月9日から
	田中 千幸
	熊野 義樹 ※任期:2017年5月9日まで
	伊藤 建治
	丹羽 一正

※敬称略



# △ 職員参加の取組み

### **1** 職員ワークショップ「春日井みらい会議 for2040」

第六次春日井市総合計画の策定に先立ち、年齢や経験に関係なく、様々な分野の職員が「未来」を共有し、これからのまちづくりを一緒に考え、新たな総合計画につなげていくことを目的としたワークショップを開催しました。(2015年度計4回、延べ115人参加)

#### テーマ

#### 【第1回】2040年の春日井市

- ・2040年にあったらいいな
- ・2040年のアタリマエ
- ・春日井ココ推し

#### 【第3回】次期総合計画に必要なことは?

- ・総合計画って必要?何を書くべき?
- ・どんな市民参加が効果的?
- ・市民に計画を伝えるには?

#### 【第2回】描いたまちを実現するために必要なことは?

- ・今後、力を入れるべき施策
- ・こんな職員と働きたい=自分がなりたい
- ・こうすれば市役所はもっと良くなる

#### 【第4回】「子育てしやすいまち」とは?「住みたいまち」とは?

- ・「子育てしやすいまち」にするにはどんな取組みが 必要?
- ・「住みたい人」を増やすにはどんな取組みが必要?

### ② 市民ワークショップ「TALK&CAFE」への参加

市民ワークショップ「TALK&CAFE」(P77参照) における各テーブルのファシリテーターとして、様々な部署の若手職員を始めとした職員35人が参加しました。(全7回、毎回10人参加)







### 3 次期総合計画策定会議

第六次春日井市総合計画のあり方や市政の課題などについて多面的・多層的に検討するため、様々な部署の職員の参加による次期総合計画策定会議を開催しました。

	2016年度	2017年度
実施期間	2016年10月~2017年3月	2017年5月~2018年2月
委 員	課長級職員 7人	職員 26人
テーマ	・次期総合計画のあり方 ・市政の課題 ・重点施策	第1部会 効果的・効率的な行政運営 第2部会 市民協働 第3部会 地域資源の活用

# 5 関連する規程

### 1 春日井市総合計画策定条例

平成28年12月20日条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 総合計画 基本構想及び基本計画で構成する市のまちづくりの指針をいう。
  - (2) 基本構想 市の将来像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
  - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方向性及び体系を示すものをいう。 (総合計画)
- 第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。
- 総合計画は、市の最上位の計画と位置づける。
   (基本構想)
- 第4条 市長は、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、基本構想を策定するものとする。
- 2 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第7条第1項に規定する春日井市総合 計画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画)

- 第5条 市長は、基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、基本計画を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を実現するための事業を整理するものとする。

(総合計画と他の計画との整合)

第6条 市長は、個別の行政分野に係る計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものと する。

(総合計画審議会)

- 第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、春日井市総合計画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更その他総合計画に関する事項について審議する。
- 3 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 4 前3項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (検証)
- 第8条 市は、総合計画の進捗状況、効果等について継続的に検証しなければならない。 (委任)
- 第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (春日井市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 春日井市総合計画審議会条例(昭和58年春日井市条例第13号)は、廃止する。



### 2 春日井市総合計画審議会規則

平成28年12月20日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市総合計画策定条例(平成28年春日井市条例第45号)第7条第4項の規定に基づき、春日井市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
  - (3) 公募による市民
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から市長の諮問に係る審議が終了した日までとする。 (会長及び副会長)
- 第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期円)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に春日井市総合計画策定条例(平成28年春日井市条例第45号)附則第2項の規定による廃止前の春日井市総合計画審議会条例の規定により設置されている春日井市総合計画審議会(次項において「審議会」という。)の委員である者は、第2条の規定による委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に審議会の会長及び副会長の職にある者は、第3条第1項の規定による会長及び副会長とみなす。

# 第六次春日井市総合計画

2018年(平成30年)2月

発 行 春日井市

編集 企画政策部企画政策課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 (0568)81-5111(代表)

URL http://www.city.kasugai.lg.jp/



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた 見やすいデザインの文字を採用しています。



暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい

